



## 第2章

### ドル時代の琉球銀行

第1節 金融再編 .....	78
第2節 キャラウェイと琉球銀行 .....	83
第3節 高度経済成長下の銀行経営 .....	90
第4節 米国民政府下の銀行経営.....	130

# 第1節 金融再編

## 1 第1次金融再編

1948年11月に自由企業制がしかれ自由な企業活動が許されるようになったことから、琉球銀行を除く一般の市中銀行が1949年に入って次々と設立された。これらは当初無尽業としてスタートしたが、1953年10月の「相互銀行法」の施行に伴って相互銀行に姿態転換していった。

B円時代にあって、庶民金融の担い手として経済規模の拡大に貢献した市中金融機関ではあったが、しかし1950年代後期には、スクラップ輸出や基地関連収入の伸び悩みからくる景気の停滞に加えて、金融機関の乱立による過当競争がますます激しさを増していくことから、徐々に不健全な経営を続けなければならない事態に追い込まれていった。一部の銀行においては、法令を犯して融資を行わなければならぬほど経営が脱線した。

こうした状況にかんがみ、銀行を監督する立場にある琉球政府や米国民政府では、1959年から60年にかけて「警告」や「改善命令」を発することによって経営改善を促したり、「銀行法」の改正によって銀行監視を強化することをもくろんだ。しかし、琉球政府の指導、監督が徹底していかなかったり、米国民政府が勧告する「銀行法」の改正に対して琉球政府が消極的態度を示すことなどがあったため、銀行経営の改善は米国民政府が期待するほどには進まなかった。

その結果、米国民政府は、1961年1月に高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」を公布し、琉球政府行政主席に対して強力な銀行監督権を付与することによって銀行経営を適正化していくことに乗り出した。具体的には、行政主席に対し、①証人の召換および尋問、宣誓、記録の提示要求の権限、②銀行の資産、勘定、取引、記録および業務手続きを検査する権限、③銀行関係者の検査を行う権限(銀行の取引先を含む)などを与え、もし不健全な銀行経営が認められた場合には「該銀行の業務もしくは財産を占有しもしくはその業務運営に制限を加え、銀行役職員を解任」することができるとした。しかも①から③の行政主席権限の行使に対し正当な理由なくしてこれを拒否した場合は、禁錮を含む刑罰まで準備するといった非常に厳しいものであった。

一方、琉球政府においても布令第37号に対応すべく1961年7月に「行政

組織法」を改正し、琉球政府内政局内に金融検査部を設置した。金融検査部は、翌1962年8月には銀行の整理統合を含む「銀行整備5カ年計画」(案)を発表し、過当競争に陥った銀行の現状を改め、拡大発展する沖縄経済の資金需要に即応することのできる金融機構を創造していくことを明らかにした。また、このような金融検査部を後押しするために、米国民政府は布令第37号改正第1号を1962年8月に公布し、金融検査部に対して厳正な検査活動と効果的な銀行の整理統合ができるよう独立した金融機関監督権限を与えた。

その結果、強力な検査権限を有した金融検査部によって数々の違法行為や不健全な経営ぶりが指摘された。しかも、金融検査部の検査ばかりではなく警察当局によって銀行役員への捜査がなされたことから、金融界はパニック状態に陥り、役員の交代はおろか銀行の合併までもが急ピッチで進行した。すなわち、1963年8月に三和相互銀行が沖縄銀行へ営業権を譲渡したのを皮切りに、1964年4月には第一相互銀行と沖縄相互銀行の合併によって中央相互銀行が発足した。同じく1964年4月、南陽相互銀行が共栄相互銀行と八重山相互銀行を、また沖縄銀行が東洋相互銀行を吸収合併した。こうした銀行再編によって、1963年7月現在2普通銀行(琉球銀行を含む)7相互銀行の計9行あった商業銀行もわずか9カ月後の1964年4月には、相互銀行の激減によって2普通銀行2相互銀行の計4行に整理統合された。

ところで、金融再編は何も銀行業界だけにとどまるものではなかった。生命保険会社については、新会社設立の余地はないしながらも、独占の弊害を未然に防ぐ必要から長い間留保されていた沖縄生命保険相互会社の設立が認可(1960年7月)され2社となった。

損害保険関係については、やはり銀行同様、企業乱立による過当競争によってもたらされた違法行為や不健全経営が次々と指摘され、経営立て直しの必要から整理統合の勧告が出された。1963年9月、沖縄火災海上保険と南西火災海上保険の合併によって共和火災海上保険が発足し、続いて損害保険会社は2社が適当であるという整備統合計画に基づいて1963年12月には球陽自動車保険が共和火災海上保険に吸収合併された。結果的に、損害保険業界は琉球火災海上保険と共和火災海上保険の2社に整理された。

## 2 外国銀行の進出

1961年、米軍基地内において金融活動を行っていた外国銀行のアメリカンエクスプレス銀行(American Express Co.略称アメックス)に対し民間の製糖会社が設備資金融資の申込みを行ったことから、同年10月アメックスは外資導入委員会に対して外資免許条件の改訂申請を申し出た。アメックスが免許改訂を申請したのは、その営業対象が①琉球政府から外資導入免許を受けたもの、②非琉球人の法人または個人、③法人金融機関に限定され、民間との取引が禁止されていたためであった。しかし、この申請は地元の猛反対にあって結局見送られた。

1963年、ちょうど不正事件の発覚や不健全経営の露呈によって金融界において役員の交代、企業合併が相次いでいるころ、アメックスは再び外資免許改訂の申請を行った。しかし、銀行協会、商工会議所、立法院、各政党などの官民あげた反対にもかかわらず、米国民政府が琉球政府の外資導入規制の方針を批判し、アメックスの免許条件改訂を強く要請したことから、外資導入委員会は条件改訂を琉球政府に勧告し、行政主席もやむなく1963年4月に条件改訂免許を交付するに至った。これによってアメックスは、地元の金融機関と同一条件で金融活動を行うことができるようになった。

一方、1960年2月に沖縄において初めて営業を開始し、アメックス同様制限された範囲内で金融活動を行ってきたアメリカ銀行(Bank of America Co. 略称 BOA)も、1965年5月に営業制限を撤廃すべく免許改正の申請を行った。しかしアメリカ銀行の場合、銀行整備統合計画を推進する立場にある金融検査部が反対しただけで、銀行協会が免許改訂に反対しないことを明らかにしたことから、申請から1カ月にも満たない同年6月にはすんなり免許改訂が認められた。

## 3 長期資金供給機関の設立

1966年ごろになると、ベトナム特需の増大や日米両国政府援助の拡大、講和条約前補償金支払いなどの景気刺激要因に加えて、金融機関の積極的な融資が加わったことから民間設備投資が急激に拡大し、次第に長期資金の不足が表面化するようになった。これまで政府金融機関である琉球開発金融公社と信託業務を兼営する沖縄銀行によって長期資金が供給されてきたが、従来の資金パイプだけでは増加する資金需要を十分に満た

すことが困難になっていたのである。

このような状況のなかで、次第に民間において信託会社を設立しようとする気運が盛り上がってきた。そして1966年10月には、琉球銀行が株式の60%を保有する琉球信託が設立され、続く1967年5月にも沖縄信託が誕生した。そのほかにも信託会社設立の動きがあったが、信託会社の乱立による金融秩序の混乱を懸念する金融検査庁(1965年7月金融検査部から昇格)によって、信託会社の新設は前述の2社にとどめられた。

## 4 第2次金融再編

1966年から67年にかけて信託会社が2社設立されたが、それと前後して沖縄信用保証協会の機能強化、沖縄県労働金庫の設立(1966年5月)、琉球政府特別会計の積立金と余裕金を産業開発などに活用する「資金運用部資金法」の施行(1966年12月)などが相次いだ。これによって、ドル時代における金融機構の体系はほぼできあがることになった。

しかし1969年11月に72年復帰が確定し、きわめて近い将来沖縄経済が日本経済のなかに組み込まれ、それぞれの金融機関が日本経済のなかの一企業として存続していかねばならなくなつたことから、1971年から72年にかけて再び金融機関の整理統合や機構改革が相次いだ。

すなわち、まず初めに1970年6月の「信用金庫法」の公布に伴って、1971年7月に那覇市商工信用協同組合が沖縄信用金庫に、またコザ商工信用協同組合がコザ信用金庫に名称および組織を変更した。1971年10月には南陽相互銀行が沖縄銀行に吸収合併され、琉球信託の信託業務が琉球銀行に引き継がれた。翌11月に入ると、1953年1月に協同組合中央金庫として発足した農林漁業中央金庫が沖縄県信用農漁業協同組合連合会に変わり、12月には琉球火災海上保険と共和火災海上保険が合併して大同火災海上保険が誕生した。1972年に入ると、まず3月に琉球銀行の米国民政府保有株が民間に譲渡されてその純民営化が進行し、中央相互銀行が沖縄相互銀行に名称を変更した。4月には、1960年から61年にかけて設立された3証券会社のうち琉球証券が沖縄証券に吸収合併された。復帰の月1972年5月には、琉球開発金融公社、大衆金融公庫ならびに琉球政府の融通特別会計業務を引き継いだ沖縄振興開発金融公庫が発足した。日本銀行那覇支店、商工組合中央金庫沖縄事務所、沖縄信販が発足したのも同じ1972年5月であった(図2-1参照)。



フリーデン計算機

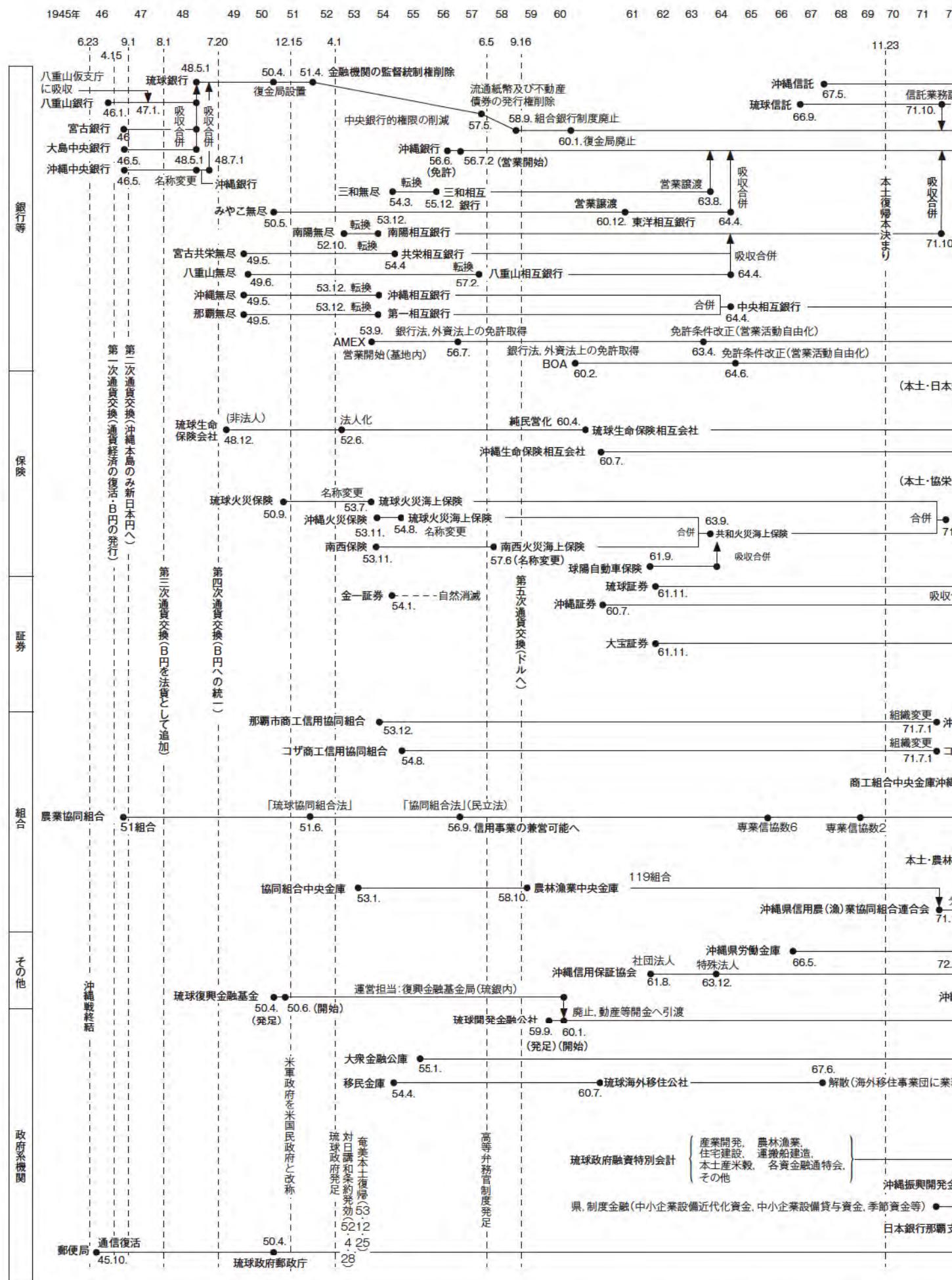


テレタイプ



営業室

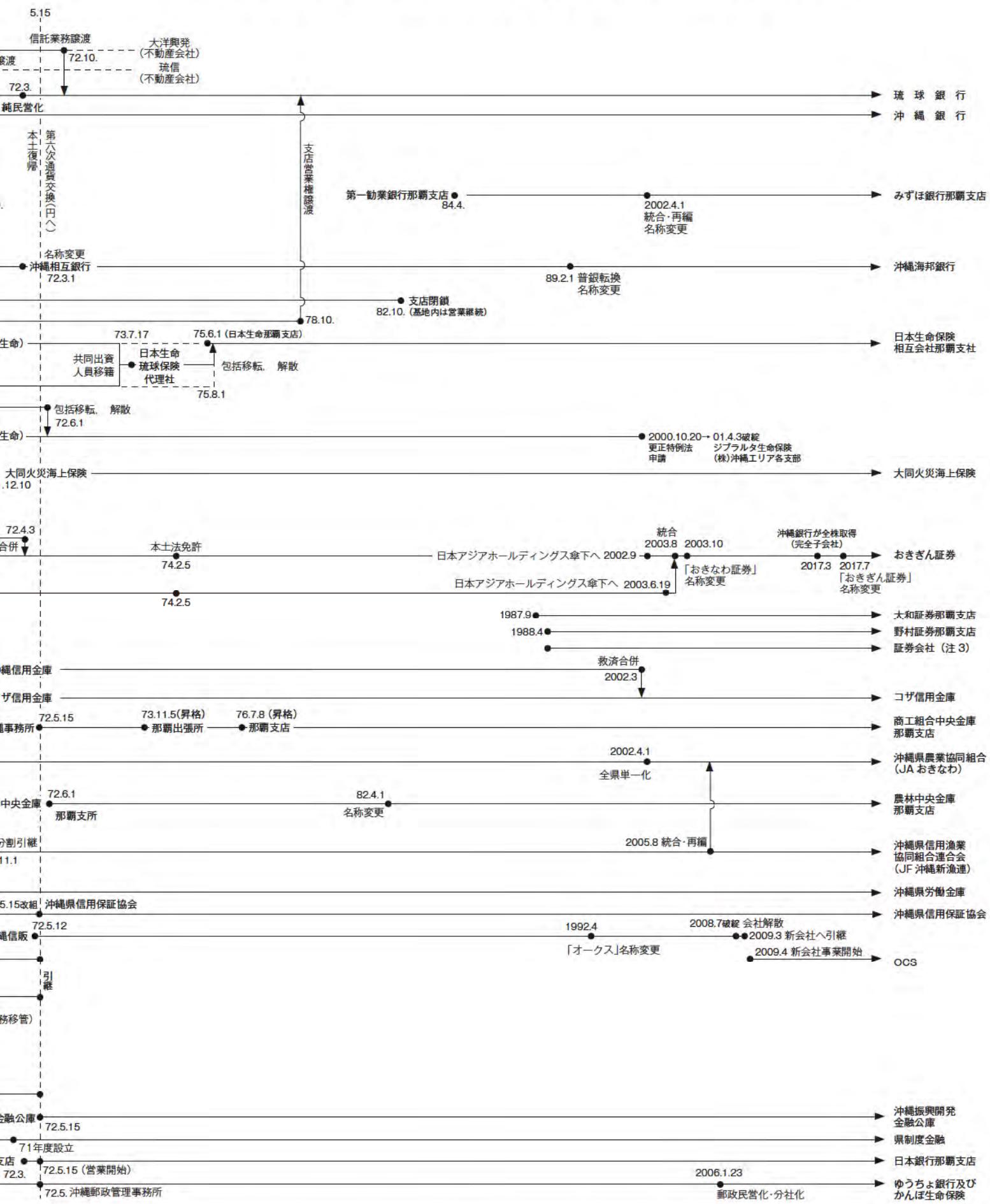
図2-1 金融機関の変遷



注1:(県内に営業所のある)生命保険各社  
第一生命保険(株)／大同生命保険(株)／明治安田生命保険相互会社／富國生命保険相互会社／朝日生命保険相互会社／三井生命保険(株)／住友生命保険(株)／ジブラルタ生命保険(株)  
アクサ生命保険(株)／ソニー生命保険(株)／太陽生命保険(株)／メットライフ生命(株)／損保ジャパン日本興亜ひまわり生命(株)／ブルテンシャル生命保険(株)

注2:(県内に営業所のある)ニッセイ  
損害保険ジャパン

2 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 95 2000 2005 2010 2015 2017



（所のある）損害保険各社  
イ同和損害保険（株）／三井住友海上火災保険（株）／東京海上日動火災保険（株）  
日本興亜（株）／AIG損害保険（株）／日新火災海上保険（株）／Chubb損害保険（株）

注3:(県内に営業所のある)証券各社  
SMBC日興証券(株)／三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)

商業近代化委員会那霸地域分会「商業近代化地域計画報告書」  
琉球政府「金融年報」創刊号／八重山復興博覽會「新八重山」  
琉球銀行「琉球銀行十年史」／沖縄タイムス社「沖縄大百科事典」

## 第2節

キャラウェイと  
琉球銀行

## 1 米軍司令部の「総合経営診断」

琉球銀行条例及び付則に基づいて米軍政府機関や米国の公認会計士による定例の会計検査をたびたび受検した当行は、キャラウェイ高等弁務官(在任1961年～1964年)の就任後に経営全般についての診断を受けることになった。高等弁務官の命を受けた琉球米国陸軍司令部(Headquarters U.S. Army, Ryukyu Islands)の統括管理部(Office of Comptroller)経営分析課の手による経営診断は、1963年3月18日から5月10日までの約2カ月にわたり、本店および全支店(久米島支店を除く19支店中18支店)での実地調査も行われた。これは、当行経営の本質ならびに経営効率に影響を及ぼす組織機構や業務運営について分析しつつ評価する総合的な調査であった。この調査報告のなかで勧告された項目のなかには米国の銀行制度に近づけようとするものがあり、そのいくつかはのちに当行の経営近代化の過程において採用された。

報告書(Report of Management Appraisal Survey Bank of Ryukyus)は理事会、組織機構、経営管理、人事政策、事務手続方法および本店建物などの分野で様々な勧告を行った。この6項目にかかる勧告の概要は次のとおりであった。

## a. 理事会

- (1) 理事を7名から12名に増員する。
- (2) 外部理事を1名から9名に増やし内部理事を4名から3名に減ずる。
- (3) 理事会長と総裁を分離する。
- (4) 貸出権限(5万ドル～15万ドル)を経営委員会に委譲する。
- (5) 現理事全員を解任し新理事をそれぞれ任期が重ならぬ選任方法により選出する。
- (6) 任期を1年3期とし2期または6年を超えるものと改正する

また、理事の任期および選任方法などについては、例えば内部理事1名に対し外部理事3名の割合にすることで外部理事を増員し、内部3に対し外部9の計12名という構成にするというものであり、あらゆる産業分野からの代表者を集めることが望ましいとした。理事の任期は当行の条例付則第13条により「3年または正当な資格ある後任者が選出されるまで」となって

いるが、勧告どおりの任期、人數の場合、毎年4名を選任して任期がそれぞれ1~3年の各年に分かれるような構成にもっていくものとし、当初に任期のずれを生み出す手段として理事全員の任期を終了せしめ新選出の12理事の任期を1~3年の間に定めるものとした。この内外役員の構成は米国の銀行制度にならったものであった。

また、貸出権限の下部委譲については、理事会は政策決定機関であって日常業務の運営について意思決定にかかる必要はないということから、理事会貸出権限を経営委員会(Management Committee)に委譲し、理事会はもっぱら経営全般にわたる計画樹立に関わるべきだとした。

しかし、これら理事会に関する勧告は新旧理事、役員の大幅異動が行われたほかは、実際には全面的に採り入れるところとはならなかった。

#### b. 組織機構

トップ機構については現行の総裁、副総裁および支配人の三者構成を総裁、副総裁の二者に減らすことを勧告した。

本部機構については、①過剰な部門数、②非論理的部門機能の割当、③部門間機能の重複、④部門間調整の欠除があると指摘し、営業部を除く現行の8部を次の主要3部門に分けるよう勧告した。

##### (1) 統括管理部門(Comptroller Dept.)

予算、経理および財務政策、資金管理、監査、経営管理の分野を統括する。

##### (2) 業務部門(Banking Operation Dept.)

業務推進を含む業務運営についての企画立案、調査機能の組入れ、貸出審査、与信業務の集中化、企業管理機能、営業店業務管理の分野を担当する。

##### (3) 総務人事部門(General Affairs and Personnel Dept.)

人事管理および庶務業務による支援業務を担当する。

さらに、営業店管理のために全営業店を本店営業部と3地区本部の4部門に再編すべきと勧告した。3地区本部はそれぞれ北部地区、都市地区(那覇)、南部地区(離島を含む)を統括した。

#### c. 経営管理

以上の勧告どおりの再編を行えば、現行のトップ三役(総裁、副総裁、支配人)による権限の行使は、その一部を統括管理部門のレベルで実行せしめられるとして総裁、副総裁のトップ二者のみでよいとしたが、そのほか各部門を担当する副総裁(Vice President. 以下単にVP)3名の追加を勧告した。3副総裁は、第1VPが管理部門、第2VPが業務部門、第3VPが総務人事部門を担当し、その上に上席副総裁(Executive VP)を置くというものであった。

また銀行の役員は、現行制度を改正し総裁、上席副総裁、コントローラー、秘書役、および弁護士に改めるよう勧告した。

さらに常務委員会(Executive Committee)の構成員を理事長、総裁と理事1名、役員または職員のうち1名の計4名とし、経営委員会(Management Committee)を総裁、上席副総裁、第1および第2副総裁の4者構成とするよう勧告した。

これら経営体制にかかる勧告は、従来トップに集中していた権限を下部管理者へ可能な限り委譲せしめようとするものであった。

#### d. 人事政策

重要勧告事項として掲げられたものは次の5項目であった。

##### (1) 新入採用方式の変更

人事採用は年1回方式から必要な都度採用する方式にすべきである。

##### (2) 人事考課制度の改正

被考課者は上司により評価された考課結果を知らされるべきである。

##### (3) 要求された職務に対する責任の度合いに応じた給与体系の確立

##### (4) 異動を経営者としての能力を有する行員に限定すること

##### (5) 退職制度の遵守強化

60歳の退職年齢を超えた部長3名を解任し、理事に昇任させる。

この勧告のなかには、(1)項のように当地の実情にそぐわない勧告となつたものもあったが、(3)項のようにのちに職務給制度として具体化し(1964年4月)、さらに職能給制度への移行(1975年7月)を導くというような当行の賃金政策の基本となる勧告もあった。

#### e. 事務手続方法

##### (1) 標準事務量の設定

##### (2) 顧客へのサービスを促進し、また人事効率化のために機械化されたテ

ラーシステムを導入すること

これらの勧告は、マンパワーサーベイいわゆる事務量測定作業結果に基づいてなされたものであった。報告書は部課単位に綿密な分析を試みており、それについて詳細なコメントが付されている。

#### f. 本店建物

現在380名の職員が収容能力180名の建物内で勤務しており、本店業務運営上、新しい建物が必要である。

「総合経営診断」の勧告のなかには沖縄現地の商習慣になじまないものが少なくなかった。外部理事をもっと増加せよという勧告は、米国大手銀行の理事構成比をそのまま援用したにすぎない。当行が創立当初、宮古、

八重山にも理事をおいたのは全琉を統一した銀行とするためにも地域バランスを配慮しなければならなかったためであり、まして勧告書のいう「産業バランス」を考慮したものではなかった。また第1、第2あるいは第3VP、その上にExecutive VPをおく勧告も米国式といえる。定時採用から隨時採用への切替えも同じであった。こうした勧告は、当行自体が米国の銀行制度を多く採り入れ、また米国民政府を最大の株主とするというように、調査団が当行を米国系銀行とみたことから起きたものであった。

しかし、若干の適切でない勧告がみられた反面、この報告書が当行の組織、人事、業務にわたり種々の新しい変革をもたらし、近代的な銀行経営に向かう当行に多大な影響を与えたのも疑いのないところであった。

## 2 新経営基本方針と人事の更迭



当行を視察するキャラウェイ高等弁務官  
(右から3人目)

1963年5月16日、那覇市壺川の会議室で開催された1964年度年次株主総会の民政府席にトレイラー財政部長、アンドリュース財政副部長と並んで小柄な軍人が腰をかけていた。列席者の多くが最初はどこかで見た覚えのある顔だと感じ、やがて彼が高等弁務官ポール・W・キャラウェイ中将その人であることを確信するのに長い時間はかからなかった。

当行条例付則第17条には琉球列島米国民政府が所有する株式の議決権は、民政官またはその代理者のみが有すると規定している。民政官の代理として高等弁務官自身が出席することは異例のことであった。異例といえば同じく条例付則第9条に定める「株主総会は……毎年5月の第1火曜日の午後4時に開催する……」の条項に従って万端準備を整えていた当行に突然、開催日の延期申請を行わしめ、申請と同日にこれを承認したことである。これも、当初の開催予定日にキャラウェイ高等弁務官のワシントンへの公務出張が計画されていたからにほかならなかった。

しかし、なにゆえキャラウェイ高等弁務官が自ら株主総会に出席しなければならなかったのか。

高等弁務官直属の部下であるマッキューン(Shannon B.B. McCune)民政官に対する不信感がキャラウェイ高等弁務官をして上記のような行動をとらしめたといわれている。先にふれたアメックスの外資免許修正問題に関して、大田主席と同民政官の間で合意に達した共同声明<sup>※1</sup>の文案を読んだキャラウェイ高等弁務官は色をなし、聞くに堪えない暴言を民政官に浴びせたといわれ、その彼に51%の株主としての議決権行使させることを許さなかつたのである。理事会長総裁の更迭、現理事の全員解任などを予定し

※1 シャノン・B・B・マッキューン

ケネディ新政策の目玉として住民の期待を集めて就任した初の「文官民政官」。キャラウェイ高等弁務官は配下の民政官の文官を信用せず、マッキューン民政官にも何ら権限を与えなかつた。

※2 共同声明の粗案は次の3点であった。

A. 外国銀行にも原則として沖縄の銀行法を適用し、沖縄側と同一条件におく。  
B. 準備金の預託先に琉球銀行を加える。  
C. 地元銀行に脅威を与えぬよう協調融資を原則とし、主として地元銀行の能力を超える分野に営業を広げる。

ていたキャラウェイ高等弁務官にしてみれば当然の行為であった。

問題の株主総会は、当行条例および付則にのっとり富原理事長総裁が議長をつとめ、第1号議案「増資払込完了報告の件」の審議に入った。議長は今回の増資払込により資本金が30万ドルから90万ドルとなったことを報告し、株主の承認を求めた後、特に米国民政府の賛意がなければ増資は不可能であったとして、キャラウェイ高等弁務官に対し感謝状を贈呈したいと提案し文案を披露した。

やがて出席者から特に異論がないを確認した後、議長が第2号議案「年度報告審査の件」に議事進行し始めたとき、突然キャラウェイ高等弁務官が発言を求めてきた。議事は中断された。

高等弁務官は冒頭「今年から琉球銀行は変わってきます。このスタートにあたり銀行の改善をします」と述べ、具体的に「本店ビルの建築と設備の改善を行うが、そのためこれらの資金を捻出すべくムダを省かねばならない。琉球銀行の配当金も現在の12%は8%とするのが当然であるが、諸事情から判断して10%が妥当と考える。その後経済の発展や銀行の運営の向上のときは特別配当も考えられる」とし、理事会に対し批判を加えた。

しかし、株主総会における高等弁務官の発言はもっぱら配当率に言及したものであった。その後議事が再開され、先の高等弁務官発言の真意が同総会で議題とされている第2号議案「年度報告審査の件」のなかの「第29期利益金処分案」に触れるものではないことを確認した後承認され、全議事を終了した。

キャラウェイ高等弁務官が再度動き始めたのは、株主総会が終了した後であった。ほとんどの株主が帰った後、理事全員を前にして高等弁務官は「琉銀は昭和の初期の日本の銀行形態をまだ続けている。経営が旧態依然としている。諸君の任期はあと1年あるが、みんな辞表を出すよう」指示し、のちに富原理事長総裁、平尾理事副総裁、理事松田調査部長、それに外部理事の宮里辰彦氏を解任し、崎浜理事支配人を次期理事長総裁とする理事の名簿作成を指示したのである。当行条例及び付則に規定されている人事権の発動であった。

1962年から63年前半にかけて大きな問題となった外国銀行であるアメリカの外資免許の改正、すなわち地元銀行と同一の条件を与えるか否かについて那覇銀行協会が反対の立場をとったが、その当時同協会の会長は当行の富原理事長総裁であった。当行付則によると「理事長総裁は民政官により任命され、その意に基づき服務する」ことが規定されている(第26条)。外国資本を積極的に導入することにより沖縄経済を発展させることは米国民政府の基本統治方針であり、銀行もその例外ではなかった。



「琉球新報」1963年5月21日  
琉球新報社提供

その基本統治方針に当行の理事長総裁が反対したのであるから、少なくともこの一件だけで理事会長総裁を更迭すべき最低条件は整っていたわけである。アメックスの外資免許で米国民政府の意向と真っ向から対立した富原理事長総裁を最高統治権者(いわゆる高等弁務官)の方針にそえない人物(アンタッチャブル)と表現したことからもわかるように、米国民政府とのパイプを保つ人事をねらった理事長総裁の更迭であった。

さらに、琉球列島米国陸軍司令部総括管理部経営分析課の総合経営診断によって、現職理事を全員解任し新理事を選任するよう勧告がなされ、それに沿った形で全員解任が通告されたが、これも「新しい人材、若い人材」(New blood, Young blood)を注入するというのが米国民政府による理由づけであった。

奄美大島出身で当行の初代総裁である池畠は、同島の本土復帰で米軍政府によりその職を免ぜられた。後任の2代目総裁富原は、ドル通貨体制に入り外資を積極的に導入し沖縄経済開発政策を展開しようとする米国民政府の基本的な意図がくみとれなかつたためにその職を解かれた。池畠、富原両者に共通する点をあげるならば、米軍政府の統治方針に従って解任させられたということである。

辞任にあたり富原総裁は次のような談話を発表した。

「琉銀は全琉(全琉球諸島)の中枢機関として、これまで順調な発展を遂げ、新年度から資本金を90万ドルにふやし、さらに発展の第一歩を踏み出すことになった。この新しい発展への第一歩を踏み出すに当つて高等弁務官から銀行経営の近代化、合理化を一段と推進し、中枢金融機関としての使命達成に一層の効果をあげるようにとの方針が示唆された。この方針に協力し、新情勢に対処して新しい目的を達成するためには、どうしても人事の若返り、刷新が必要であると考え、重役陣一同は、この際、後進に道をゆずり新しいメンバーに経営を引き継ぐことにした」(1963年5月21日)。

富原総裁を含む4理事が一時に連帶辞職したことは、当行創立以来の異例の人事更迭であり、当時の新聞では「単に、経営近代化という抽象的な理由では、その根拠が薄弱である。高等弁務官が人事権行使するにしても、その理由および手続方法などについて株主はもとより、住民を納得させるものでなければならない」と評した。

## コラム

## 崎浜体制誕生の舞台裏

理事支配人崎浜は困惑した。キャラウェイ高等弁務官の意向を受けたマッキューン民政官から「7名のうち4名の理事を辞任せ新理事の名簿を1週間以内に報告するよう」指示されたからである。

当行の条例および付則第19条によると理事の定数は7名であるから、4名残っておれば辞めた理事は理事会かぎりで補充できる。しかし高等弁務官がいうように4名辞めさせると過半数を割り、そうなると株主総会を開いて次の理事を選出しなければならない。ところがそれには30日前に株主総会の通知を出さなければならぬので、これでは間に合わない。

「キャラウェイ高等弁務官はオールマイティーだから、一度言い出したら聞かない人である。指示されたように1週間以内に提出するように」とマッキューン民政官は理事支配人崎浜に念をおした。

株主総会で選出する方法は完全に消え去った。とすれば理事会かぎりで補充する方法しかないが、問題はどうやって「過半数」を維持するかである。

理事支配人崎浜が考え抜いたすえに出した方法は、1963年5月20日総裁室で開催された第37・38回臨時理事会の議事録にみることができる。

この日、すなわち5月20日午前10時30分に開催された第37回臨時理事会に出席したのは7名のうち理事長総裁

富原と崎浜、原国そして神里の3理事の4名、過半数である。この理事会において米国民政府が決定した理事長総裁富原の辞任の承認と、これに代わって新理事長総裁崎浜が任命されたことに伴い、(1)平尾(副総裁)、松田、宮里の3理事を解任し、(2)後任理事に米国民政府の了解を得て田場典正を補充選任することを全員意義なく承認可決したのである。その後、米国民政府の了解が得られ、田場が理事に就任し理事は5名となった。

引き続き午前11時30分、同じく総裁室において第38回の臨時理事会が開催された。出席者は新理事長総裁崎浜をはじめ原国、神里それに田場の4名となって過半数を構成することができた。ここで、理事富原の辞任と副総裁に理事原国を選任するという役員1名の補充案がこれも全員一致で承認された。

高等弁務官が指示した4名の理事の辞任、新理事の決定はこのように二段階を踏み、理事会権限でもってわずか1日で処理された。

果たして1週間でやれるかどうか確信のもてなかつたマッキューン民政官は臨時理事会が開かれる前に説明をうけ、その奇抜ながら正当な対処案に驚き、そして安堵の胸をなでおろしたのである。崎浜新体制はこのようにしてスタートした。



富原総裁とマッキューン民政官（1962年7月）